

Information 10 環境審議会の委員を公募します



市では、環境基本計画や環境の保全について、市民皆さんの意見を反映させるために、登米市環境審議会の委員を募集します。

- 【募集人員】 3人以内
- 【内容】 環境基本計画および環境の保全に関する基本的な事項または重要な事項を審議します
- 【任期】 2年間
- 【応募資格】 次の全てに該当する人
  - 市内に住所を有し、現に居住している20歳以上の人
  - 環境について関心を持ち、公共性の観点から意見を言える人
  - 市職員または市議会議員でない人
- 【応募方法】 左記の①～⑤を記載した「応募申込書」と「作文」を、市民生活部環境課宛てに郵送または持参、電子メールで応募してください
- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号
- ②職業および勤務先

③経歴(職歴、学歴など)  
④社会活動の状況  
⑤応募した理由

【応募申込書の配布】 各総合支所市民課および市民生活部環境課で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。また、任意様式でも申し込みできます

【作文について】 「環境のあるべき姿について(環境の保全、地球温暖化対策など)」と題し、4000から8000字程度にまとめてください。作文様式に指定はありませんので、原稿用紙などを使用してください

【応募期限】 9月9日(金)必着

【選考方法】 選考委員会で候補者を選考、決定します。選考結果は、応募者全員に通知します

【応募先・問い合わせ】 市民生活部環境課(環境政策係)  
〒987-0441 登米市南方町新高石浦130番地  
☎0220(58)5553  
✉ kankyoo@city.tome.niyagi.jp

# スマホで健康づくり市オリジナル歩き旅

— 参加者と協力店・団体を募集 —

市では、皆さんの健康づくりを応援するため、みんなと一緒に無理なく取り組むことができるウォーキング事業を地域毎に展開しています。また、一人でも楽しく取り組めるよう、スマートフォンを歩数計として使った「登米市オリジナル歩き旅」というアプリを配信しています。歩数以外にも体重や血圧が管理でき、体調の変化を確認できるので、健康管理にも役立ちます。

歩いた歩数に応じて市内で利用できるクーポンも表示されますので、ぜひご利用ください。

【アプリ登録方法】  
① Google Play または App Store から「スマホ歩数計」を検索し、アプリをダウンロード  
② アプリを起動したら、選択肢から「8000(登米市)」を



選択し、案内に沿って進む  
【協力店・団体の募集】  
クーポンを通して市民の健康づくりを応援していただけるお店や団体を募集しています。

ご協力いただける場合は、左記までお申し出ください。市から、協力店・団体の証として店舗入り口などに貼ることができる専用ステッカーをお渡しします。

【問い合わせ】  
市民生活部健康推進課(健康推進係)  
☎0220(58)2116

# 健康

## 9月の献血日程

- 3日(土)  
▶イオンタウン佐沼  
10:00～11:45  
13:00～16:30
- 8日(木)  
▶市役所迫総合支所(迫保健センター側駐車場)  
10:00～11:45  
13:00～16:30



※日程は変更になる場合があります。最新の日程については、市ホームページをご覧ください。  
【問い合わせ】  
市民生活部健康推進課(健康推進係)  
☎0220(58)2116

**登米いのち**  
**ホットテレホン**  
はなそうとめ  
☎0120(870)108  
(登米市専用)

登米いのちホットテレホンは…  
○24時間いつでもかけられます。  
○名前を名乗る必要はありません。  
○電話相談員は、2年間の研修を終了し、認定された人たちです。  
○固定電話のほか、携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

**子ども夜間安心コール**

●電話番号  
#8000  
(ブッシュ回線の固定電話、携帯電話から)  
☎022(212)9390  
(ブッシュ回線以外の固定電話、PHSから)

●相談時間  
毎日午後7時～翌朝午前8時

**休日・夜間診療案内**

休日・夜間診療案内は下記の番号です(24時間対応)  
☎0229(24)2267

## 9月のこころの相談

| 日      | 場所・受付時間・担当                                       |
|--------|--|
| 6日(火)  | 迫保健センター<br>13:30～15:30<br>☎0220(22)5554<br>医師    |
| 12日(月) | 中田保健福祉会館<br>13:30～15:30<br>☎0220(34)2311<br>医師   |
| 13日(火) | 米山総合支所<br>10:00～14:30<br>☎0220(55)2112<br>カウンセラー |
| 14日(水) | 豊里公民館<br>13:30～15:30<br>☎0225(76)4113<br>カウンセラー  |
| 27日(火) | 登米総合支所<br>9:30～11:30<br>☎0220(52)5054<br>臨床心理士   |

精神科医師などが相談に応じます(要予約)。  
不明な点は各総合支所市民課に、南方地区の皆さんは、健康推進課にお問い合わせください。

## 9月の休日当番医

| 日      | 休日急患当番医                        | 歯科休日当番医                           |
|--------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 4日(日)  | よねやま診療所(米山町)<br>☎0220(55)2011  | グリーンヒルデンタルクリニック(中田町)☎0220(44)4611 |
| 11日(日) | おおたにおたにクリニック(中田町)☎0220(35)1161 | 高橋歯科クリニック(迫町)☎0220(22)7411        |
| 18日(日) | わたなべ内科クリニック(迫町)☎0220(21)5335   | プレミアム歯科(南方町)☎0220(23)2038         |
| 19日(月) | おおともクリニック(津山町)☎0225(68)3210    | ちば歯科クリニック(迫町)☎0220(22)6007        |
| 22日(木) | 千葉医院(迫町)☎0220(22)3725          | ホワイト歯科(迫町)☎0220(22)8145           |
| 25日(日) | 二瓶内科胃腸科医院(迫町)☎0220(22)6508     | 高橋歯科医院(登米町)☎0220(52)3210          |

●診療時間 9:00～17:00(プレミアム歯科は10:00～18:00)  
【休日急患当番医】  
●休日・夜間診療案内 ☎0229(24)2267(24時間)  
●第2次診療 登米市民病院 ☎0220(22)5511  
【問い合わせ】登米市医師会 ☎0220(22)2084  
※月～金曜日(休日を除く)  
【歯科休日当番医】  
【問い合わせ】市民生活部健康推進課 ☎0220(58)2116  
※当番医は、変更する場合があります。各医療機関に確認の上、受診ください。

Information 11 ご注意ください 国保被保険者証の有効期限は9月30日まで

国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日(金)までです。

新しい被保険者証は、9月下旬に、簡易書留で郵送します。古い被保険者証は、世帯主が責任を持って破棄してください。返却は不要です。

●被保険者証が届いたら、次の点を確認してください  
▼加入者全員分の被保険者証があるか▼住所、氏名、生年月日の記載に誤りがないか

●次の場合は、最寄りの総合支所市民課で手続きしてください

- ▼学生用の被保険者証を持っている人で、学校を辞めたり変わったたりした人(新しい被保険者証と印鑑(学校が変わった人は在学証明書)を持参してください)
- ▼社会保険に加入、または離脱など異動があった人(社会保険に加入、離脱したことが分かる書類と印鑑を持参してください)
- ※手続きする際は、届出者の本人確認をします。免許証など証明書を持参してください

【問い合わせ】市民生活部国保年金課(保険給付係)  
☎0220(58)2116

Information 12 分け隔てない社会を目指し 障害者差別解消法が施行

障害者差別解消法は、障がいの有無にかかわらず、みんなが互いに人格と個性を尊重し、共生できる社会を作るための法律です。

本年4月に施行されました。

【法律のポイント】障がい者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

不当な差別とは、正当な理由もなく障がいがあるということだけで、サービスの提供を拒否したり、制限したりすることです。

合理的配慮不提供とは、障がい者またはその家族や支援者から、配慮を求めると意志表明があった場合に、配慮をしないことです。

行政や民間事業者などには、差別的取り扱いの禁止や負担になり過ぎない範囲で、合理的配慮が求められる場合があります。

【禁止事項の例】▼障がいがある理由に施設や店舗への入室・入店の拒否▼知的障がい者が難しい漢字ばかりの書類を渡す

【合理的配慮で好ましい例】▼聴覚障がい者に筆談で伝える▼段差では、車いすの人にキャスターを上げるなどの補助をする▼視覚障がい者に書類の読み上げをする

【障がい者差別に関する相談窓口】福祉事務所生活福祉課(障害福祉係)  
☎0220(58)5552